

助成対象者本人であることを証明する書類

<p>中小企業者 中小企業団体</p>	<p>① 印鑑証明書（写）発行後3か月以内</p> <p>② 登記事項証明書（写） 履歴事項全部証明書（写） 現在事項証明書（写） } いずれかひとつ（発行後3か月以内）</p> <p>※資本金の額及び代表者名が記載されていること ※資本金の額が超えている場合は、従業員数が確認できる書類が必要（中小企業団体除く）</p> <p>【従業員数が確認できる書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険・概算確定保険料申告書（控え）写し ・法人税確定申告書添付書類（法人事業概況説明書）など
<p>会社以外の法人</p>	<p>① 印鑑証明書（写）発行後3か月以内</p> <p>② 登記事項証明書（写） 履歴事項全部証明書（写） 現在事項証明書（写） } いずれかひとつ（発行後3か月以内）</p> <p>③従業員数を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険・概算確定保険料申告書（控え）写し ・法人税確定申告書添付書類（法人事業概況説明書）など <p>※助成対象者に定めた従業員数が確認できること</p> <p>※学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合は従業員数が100人以下</p>
<p>個人</p>	<p>次のうちいずれか一つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（写） ・健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）（写） <p>※被保険者等記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国パスポート（写） ・外国人登録証明書（写） ・在留カード（写）又は特別永住者証明書（写） ・身体障害者手帳（写） ・療育手帳（写） ・精神障害者保健福祉手帳（写） ・運転経歴証明書（写） ・印鑑証明書（写） <p>※有効期限内のものであること（印鑑証明書は発行後3箇月以内のもの） ※記載内容がはっきりと確認できるもの ※現住所・氏名の記載があるもの （氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要） ※日本で発行されたものであること</p>
<p>マンション管理組合（法人を除く）</p>	<p>管理組合同約（写し） 議事録（写し）※代表者が選任されたことがわかるもの</p>